



東地申第 11 号「埼京運輸区設立等について」 に関する申し入れ団体交渉を実施！（その④）

7. 車掌、運転士共に日勤行路が少ないことから、泊まり行路の内、1日のみ年休を取得した際の勤務指定を明らかにすること。

会社回答：勤務については、就業規則等に則り取り扱うこととなる。

(組)変形、予備どちらかになるのではないか。

(会)現実問題としてはそのどちらかになると考えられる。

(組)変形、予備にする決まりはあるのか？

(会)変形は理由があり業務があって指定する。指示する業務がないのに変形は理想とは言えない。

(組)泊まり勤務のところで年休を取る際に、2日間の年休申し込みを強制することはしないか。

(会)2日間で年休をとって欲しいという考えはある。お願いはするかもしれないが強制はしない。

(組)日勤が1行路なので、年休を取得出来るか不安であると職場から声が出ている。

(会)業種の特性上(運休を出さない)休日出勤も発生するかもしれない。

(組)大宮の職場との行路を分割して融通はあるのか。

(会)最終手段になる。埼京運輸区で業務を運営する事が前提。

(組)出勤予備の時間の設定について考えはあるか？

(会)各職場の状況に合わせて設定している。現場で考える。

《確認事項》

指示する業務がないのに変形指定をすることは「変形」の趣旨ではない。

泊まり勤務の1日だけの年休申請をした場合2日にわたる年休を会社から強制するものではない。

8. 労働基準法第40条の趣旨に則り、運転士、車掌共に出勤予備を配置すること。

会社回答：これまでの考え方と変わるものではなく、必要な要員は確保していく考えである。

(組)予備の趣旨は今までの考えから変わりはないか。

(会)変わりはない。



9. 宿泊地、入出区(駅留置を含む)、車両形式等に偏りが無いように行路作成をすること。

会社回答：列車ダイヤの設定や効率的な運用を勘案し、行路を作成している。

(組)解明交渉でも議論したが、バランスを取って設定したのか。

(会)泊地は運転士6区所全てに泊まる。車掌は新宿以外は泊まる。輸送混乱などでの泊地変更はあり得る。

(組)今後の転勤者についても丁寧な教育をお願いする。

(会)ビジュアル教材含めて行う。

(組)行路の持ちかえについての考えは？

(会)両区で行路作成していく事は変わらない。